

鎌 運 審 第 号
令和3年(2021年) 月 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市下水道事業運営審議会
会長 堀江 信之

下水道使用料の改定について(答申)

令和3年(2021年)3月25日付け鎌都整第761号で鎌倉市長から諮問のあった「下水道使用料の改定について」は、諮問を受けて以降5回の会議を開催し、令和3年(2021年)3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略に基づき、市民としての視点に専門的な視点を加え、過去の審議会答申や経営戦略策定時のパブリックコメント等を踏まえ、国の通知等も参照しつつ慎重に審議を重ねてきた結果、次のとおり答申するものである。

1 答申

老朽化が進む下水道の時代変化に応じた再構築に向け、令和3年(2021年)3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略(以下「経営戦略」という。)に基づき、今回の改定においては、使用料単価を最低限の目安とされる平均150円/㎡/月とした上で、次の点を考慮し以下の料金表とするよう答申する。

- ・ 鎌倉市の下水道使用料は、使用水量が多くなるのに応じて1㎡単価が段階的に高くなる逓増制従量料金としているが、月に1,000㎡を超える大口使用者が極めて少なく、月に20㎡までの小口使用者が下水道使用者の全体の約3分の2を占めること。
- ・ 人口減少や節水型機器の普及、世帯の少人数化が今後も続くと思込まれること。
- ・ 基本使用料相当部分において一定の料金回収を行い、受益者全体で下水道事業を支える料金体系が望ましいこと。

【新料金表（税抜き）】

1月当たりの汚水量	金額	(参考)現使用料
8㎥までの分	930 円	776 円
8㎥を超え、15 ㎥までの分	1㎥につき 127 円	1㎥につき 106 円
15 ㎥を超え、20 ㎥までの分	1㎥につき 137 円	1㎥につき 115 円
20 ㎥を超え、30 ㎥までの分	1㎥につき 149 円	1㎥につき 125 円
30 ㎥を超え、50 ㎥までの分	1㎥につき 165 円	1㎥につき 139 円
51 ㎥を超え、100 ㎥までの分	1㎥につき 186 円	1㎥につき 163 円
100 ㎥を超え、300 ㎥までの分	1㎥につき 243 円	1㎥につき 214 円
300 ㎥を超え、1,000 ㎥までの分	1㎥につき 302 円	1㎥につき 267 円
1,000 ㎥を超える分	1㎥につき 364 円	1㎥につき 325 円
公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水	1㎥につき 5 円	1㎥につき 5 円

2 付帯意見

付帯意見として、以下について広く市民に理解を深められたい。

- ・ 下水道事業の現況、課題、計画。
- ・ 使用料改定の必要性、経営努力。
- ・ 下水道は市民生活の質を示す重要な基盤であり、その普及・事業の円滑な経営は今や市民の健全な資産の一部となっている。従って下水道への投資はこうした市民の健全な資産を減らさないための不可欠な事業といえること。

また、使用水量に関わらず接続に対して一律に負担する基本使用料の明確化を検討されたい

さらに、令和3年（2021年）2月2日付け鎌運審第14号で答申した「下水道事業における経営戦略の策定について」の付帯意見も広く市民の理解を深められたい。

(参考) 水量別の支払い料金 (新旧)

使用水量 (m ³)	現行	改定後		
		使用料	引上額	引上率
8	853 円	1,023 円	170 円	19.9%
10	1,086 円	1,302 円	216 円	19.9%
15	1,669 円	2,000 円	331 円	19.8%
20	2,302 円	2,754 円	452 円	19.6%
25	2,989 円	3,573 円	584 円	19.5%
30	3,677 円	4,393 円	716 円	19.5%
40	5,206 円	6,208 円	1,002 円	19.2%
50	6,735 円	8,023 円	1,288 円	19.1%
75	11,217 円	13,138 円	1,921 円	17.1%
100	15,700 円	18,253 円	2,553 円	16.3%
300	62,780 円	71,713 円	8,933 円	14.2%
1,000	268,370 円	304,253 円	35,883 円	13.4%

<参考> 説明資料

目 次

1 審議資料（抄）

(1) 過去の答申と使用料改定経緯	1
ア 過去の改定経緯	
イ 下水道使用料改定に関する前回答申	
(2) 経営戦略における使用料のあり方	2
(3) 経営戦略時パブリックコメントと対応	2
(4) 使用水量別シェア等	3
ア 水量区分別の構成	
イ 水量区分による使用料回収割合	
ウ 湘南地区各市の使用水量別構成	
(5) 考慮事項	5
(6) 使用水量別 1 m ³ 単価グラフ	5

2 鎌倉市公共下水道経営戦略（要旨）（令和3年（2021年）3月）

(1) 下水道事業の目的・効果	6
(2) これまでの投資額	7
(3) 公共下水道施設の整備状況	8
(4) 下水道事業の課題と基本方針	9
ア 施設老朽問題の深刻化	
イ 地震津波に対する下水道施設の脆弱性	
ウ 頻発する集中豪雨による浸水被害リスクの拡大	
エ 財源不足と人口等減少	
(5) 施設の投資計画	9
(6) 下水道事業の負担原則	10
(7) 財政計画	11

1 審議資料（抄）

（1）過去の答申と使用料改定経緯

下水道使用料の資本費への充当率は、平成 19 年度（2007 年度）の改定では約 19%だったが、平成 24 年度（2012 年度）改定により約 45%を達成した。

ア 表1 過去の改定経緯

改定年度	平均改定率	区分	充当先	資本充当率
昭和 57 年度 (1982 年度)	135.4%	4	維持管理費に充当	
昭和 59 年度 (1984 年度)	9.4%	7	維持管理費に充当	
平成 7 年度 (1995 年度)	30.7%	9	維持管理費に充当	
平成 10 年度 (1998 年度)	20.1%	9	維持管理費に充当	
平成 13 年度 (2001 年度)	13.6%	9	維持管理費に充当	
平成 19 年度 (2007 年度)	19.9%	9	維持管理費及び 資本費に充当	18.6%
平成 24 年度 (2012 年度)	10.0%	9	維持管理費及び 資本費に充当	45.0%

その後は、消費税改正に伴う家計負担の増加や景気の動向などを考慮し、使用料改定を見送ってきたことから、少しずつ充当率が減少してきている。

イ 下水道使用料改定に関する前回答申（要旨）平成 18 年（2006 年）10 月

- 1 下水道の普及が概ね完了したことから、汚水に係る維持管理費に加えて汚水分資本費を使用料対象経費に加えることが必要。
- 2 汚水分資本費の負担割合は公費と私費とで等分となるよう、その 50%を算入することが適当。
- 3 激変緩和措置として、当初の下水道使用料改定率は 20%程度の値上げにとどめ、その後、経済情勢にも配慮して、概ね 10 年以内に汚水資本費 50%算入を達成することが望ましい。
- 4 使用料体系については、現行体系に特に問題はない。
- 5 下水道事業の執行にはコスト意識をもってあたり、簡素で効率的な執行体制を整備し、最少経費で最大のサービスを提供できるよう経営努力を払われたい。
- 6 使用料の改定は、使用者の理解と協力が得られるよう十分な情報公開と広報に努められたい。

(2) 経営戦略における使用料のあり方～経営戦略抜粋～

大幅な財源不足を避け、市民の負担感を考慮し、使用料改定を10年間で段階的に3回、3年ごとに行うこととした。

まず1回目、令和5年度(2023年度)の改定では、総務省が示す下水道使用料の最低限の目安1m³/月あたり150円(家庭用使用料20m³/月あたり3,000円)とする。改定率は約16%と試算される。

2回目、令和8年度(2026年度)の改定では、平成18年(2006年)に下水道審議会から答申された、資本費の50%を賄うこととする。その際の改定率は、約10%となる。

3回目、令和11年度(2029年度)の改定では、資本費の60%を賄う改定とする。その際の改定率は、約12%となる。

(3) 経営戦略時パブリックコメントへの対応

経営戦略策定時に行ったパブリックコメントのうち、使用料改定に関するコメントには次のような意見があり、この意見を参考にしながら、使用料の検討を行うこととした。

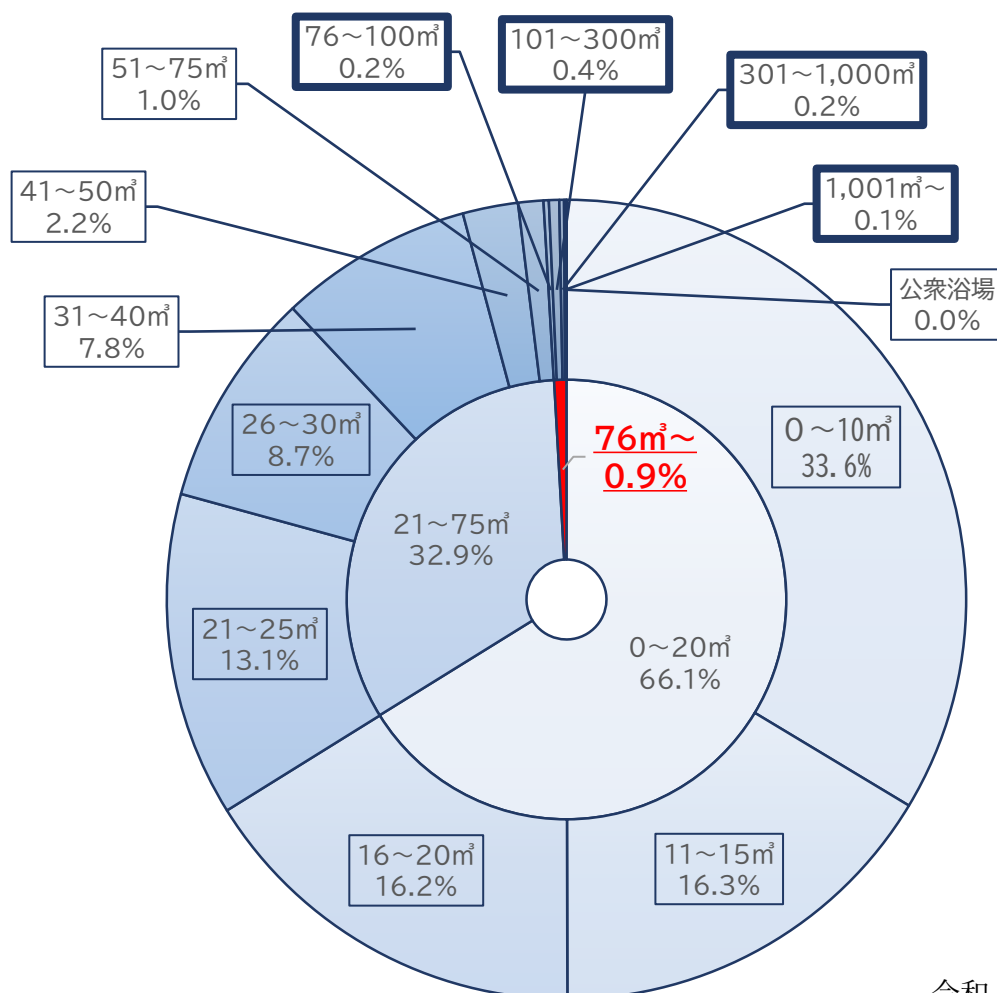
使用料改定に関するコメント		審議会での発言要旨
1	高根町(現北杜市)の基本料金5,000円は差別的とされましたが、それ以前の住民1,300円、住民以外3,000円という実績あるレベルを参考に、鎌倉市内に住民票を置く市民と、市民以外が利用する住宅の水道使用量、基本料金に差をつけることも検討されるべきと考えます。	別荘地区もなく、現実的な具体手法がない。
2	少子高齢化で一人住まいが増加しましょうから、使用料の少ない家庭からも料金を取るような基本料金値上げに反対します。私は単身赴任していますが、いくら水を使っても最低料金を超えることがなく非道であると感じます。	・大口に支えてもらうのではなく、本来、下水道の役割は自分たちで支えるもの。 ・気持ちは分かるが、破綻を防ぐ上で一定のものは負担を。

(4) 使用水量別シェア等

ア 水量区分別の構成

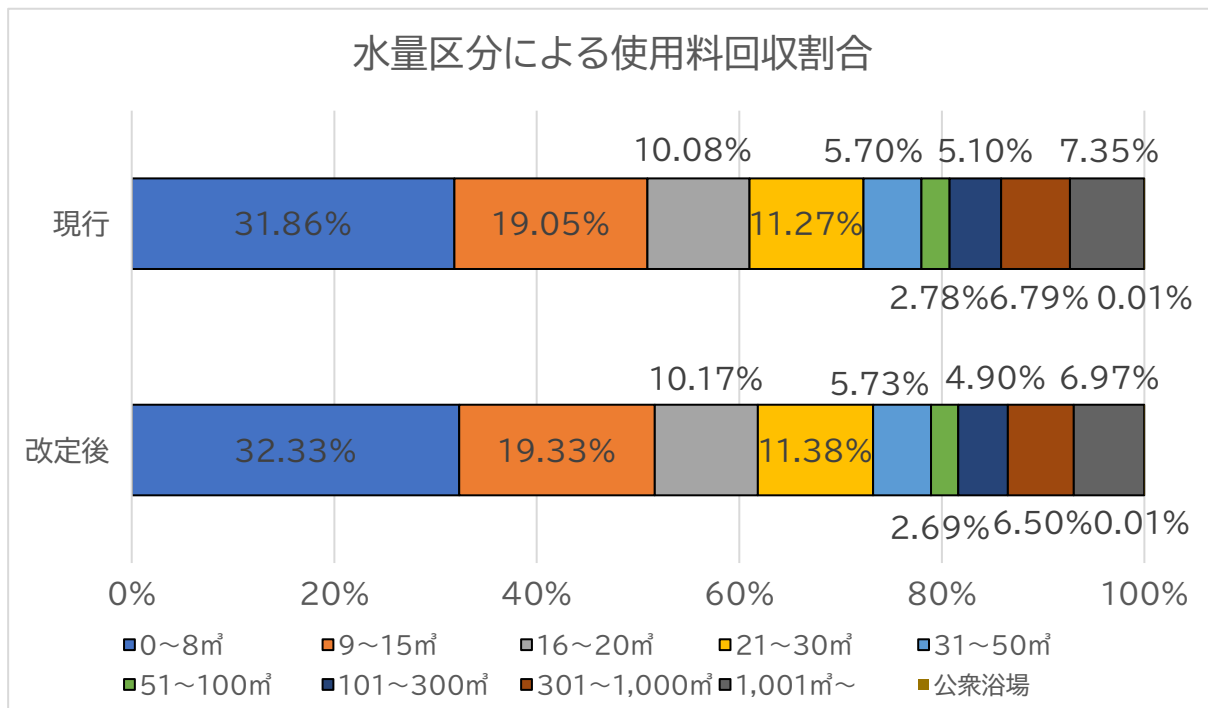
使用水量別の件数は、次の円グラフの構成となり、1か月の使用水量が20 m³までの使用者(賦課件数)が全体の66.1%である。

グラフ 水量区分別構成率(賦課件数)



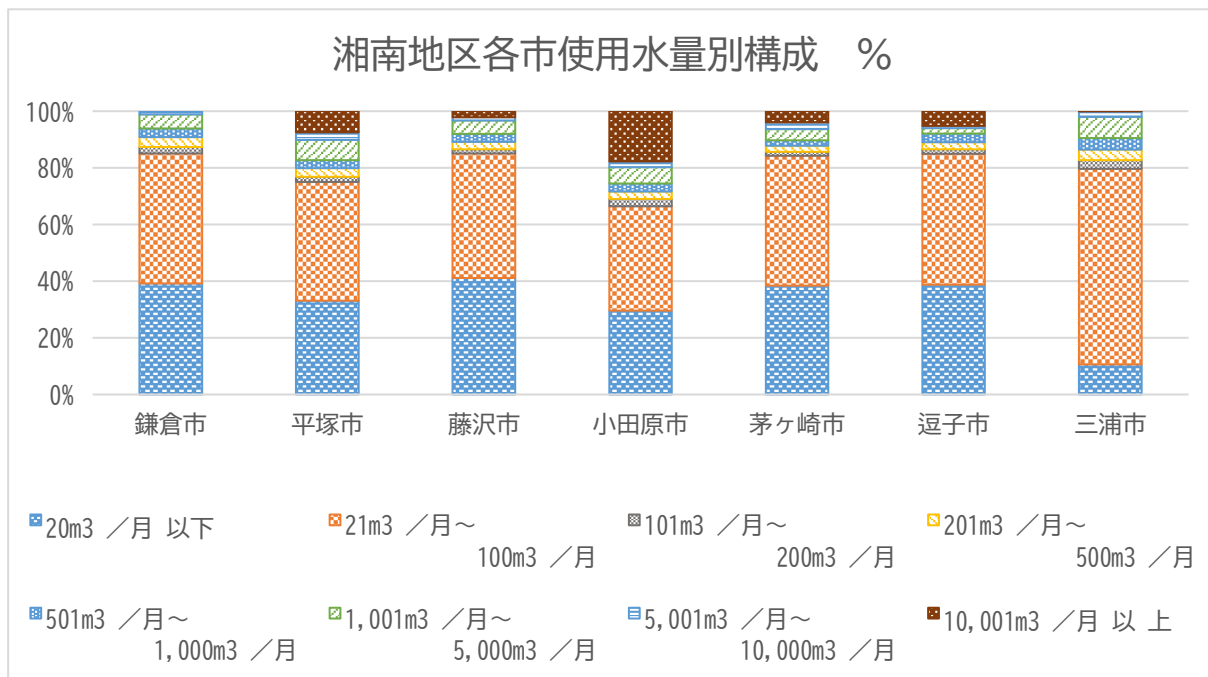
令和2年度実績

イ 水量区分による使用料回収割合



ウ 湘南地区各市の使用水量別構成

近隣の湘南地区各市について使用水量区分別に有収水量に占める割合を見ると、1,000 m³以上の大口利用者の使用水量は、鎌倉市は約6%とかなり小さく、10,000 m³以上の超大口利用者はいない。

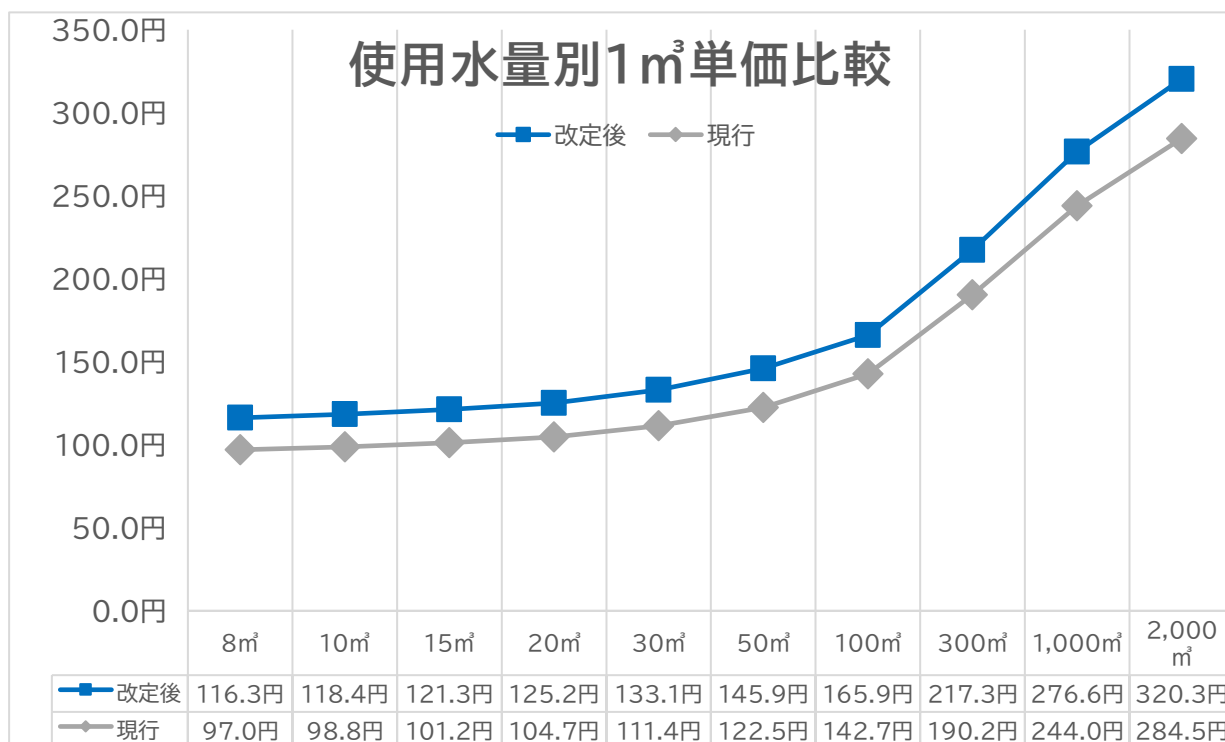


(5) 考慮事項

今回の答申にあたっては、下水道事業の現状や経営戦略で示した課題などを基に、今後の下水道事業の財源などについて検討した。下水道使用料については、平均単価を経営戦略に基づく 150 円/㎡/月とし、使用水量に応じた使用料のあり方については、以下を考慮した。

- ア 世帯人口が、昭和 30 年度では一世帯あたり 4.46 人だったが、徐々に減少を続け令和 2 年度では 2.28 人になっていること。
- イ 現在の使用水量別 1 ㎡単価は、8 ㎡の場合は約 97 円、100 ㎡の場合には約 142 円（約 1.5 倍）、1,000 ㎡では約 244 円（約 2.5 倍）で、平均で 128.76 円（令和 2 年度決算）であること。
- ウ 急増する水需要を抑えるため、多くの団体で使用水量に応じて単価が高くなる逓増制を採用してきているが、現在では水の使用量は減少に転じており、国では初期投資の大きい下水道事業の料金体系として、それに見合う基本使用料を設けることが望ましいとしていること。
- エ 1 か月あたり 76 ㎡以上使う使用者は、全体の 0.9% しかいないこと。
- オ 1,000 ㎡を超える大口使用者が極めて少ない鎌倉市では、大口使用者に頼ることが難しいことや世帯人数の減少が続くことから、全使用者が公平に負担していくことで安定的な収入を確保する必要があること。また、基本使用料で一定の収入が確保できるようにする必要があること。

(6) 使用水量別 1 ㎡単価グラフ新旧比較（税抜き）



2 鎌倉市公共下水道経営戦略（要旨）（令和3年（2021年）3月）

鎌倉市の下水道は、昭和33年（1958年）以来、順次体制をつくり、延べ約1,800億円を投資し、489 kmの汚水管渠、239 kmの雨水管渠、七つのポンプ場、二つの処理場等を整備・運転管理してきた結果、市民の約98%にあたる約16万8千人に公共下水道が普及し、水路や川の水質は大きく改善するとともに、豪雨による浸水被害等の軽減にも貢献し、市民生活に欠かせない基礎インフラとなっている。

一方で、近年、投資は抑制し続けており、コンクリート構造物の標準耐用年数である50年を経過した汚水管渠の延長が、10年後に161 km（約33%）に増加するなど老朽化が進むことが見込まれる。すでに管路の不具合により、道路陥没や降雨時の溢水等が生じており、地震等の発生時には、鎌倉処理区の五つの中継ポンプ場が、津波時に浸水することで機能が停止し、長期にわたって下水道が使えないことが見込まれる。このため、自然災害の頻発化や脱炭素・循環型社会への対応も含めて、早急に再構築に着手することが必要になっている。

さらに人口減少や節水型機器の普及、世帯の少人数化が続く中、使用水量の減少による使用料収入の減少が見込まれ、今後も下水道という市民の共有財産を次の世代に確実に引き継ぐために、必要な事業を安定して行う必要があることから、下水道の負担原則を考慮しつつ、30年先を見据えて今後10年に必要な投資と財源のあり方を経営戦略としてまとめた。

経営戦略では、老朽化が進む下水道管渠・終末処理場等の補修・更新を行いつつ耐震化するとともに、持続型下水道幹線に着工し、地震・津波・豪雨災害に強い、時代に対応した施設に改築するとしている。この未来に対する投資の実現に向け、今後10年間に必要な投資額に対し、赤字を解消し次期に備えるため、一般会計からの繰入れと、市民の過度な負担感を抑えながらの使用料の改定を行う投資・財政計画となっている。

（1）下水道事業の目的・効果

【目的】

ア 汚水排除・公衆衛生

住宅や事業所等のトイレや洗面所等から発生した汚水を、終末処理施設へ運ぶ。

イ 水質保全

汚水を処理して、きれいな水にして川や海などへ放流する。

ウ 浸水防止

宅地化や舗装された道路になったことで、地中に浸透できなくなった降雨を排除することで、浸水被害から守る

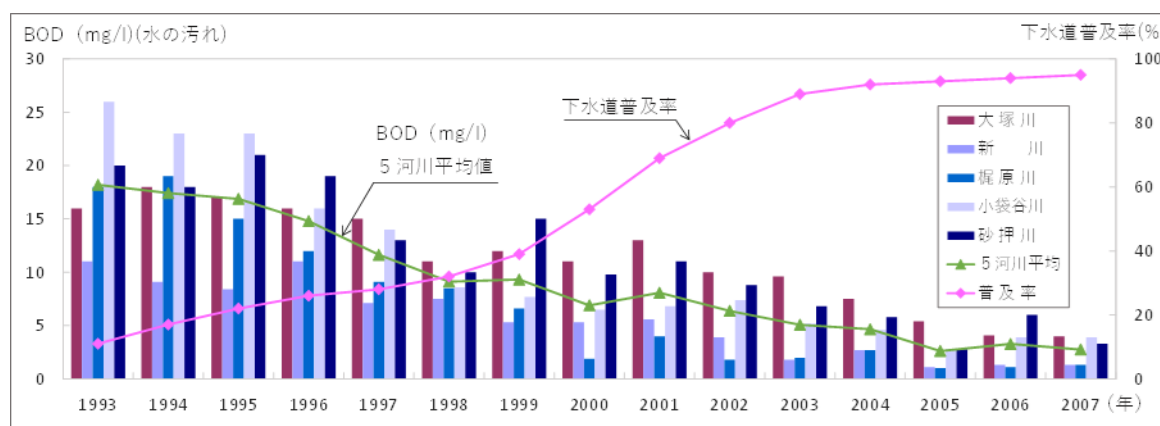
表2-1 下水道の効果（30年前との比較）

	令和元年度（2019年）	平成元年度（1989年）
汚水排除	普及人口 168,604人 普及率 97.75%	普及人口 50,855人 普及率 29.1%
水質保全	河川の汚れ（5河川平均） BOD 1.78 mg/ℓ	河川の汚れ（5河川平均） BOD 22.74 mg/ℓ
雨水	雨水整備率 77.6% 浸水戸数 16.5（10年平均）	雨水整備率 — 浸水戸数 332.7（10年平均）

計画降雨強度：10年確率 57.1mm/時間

平成元年度の雨水整備率については、データが存在せず。

図2-2 市内河川の水質改善と下水道普及率

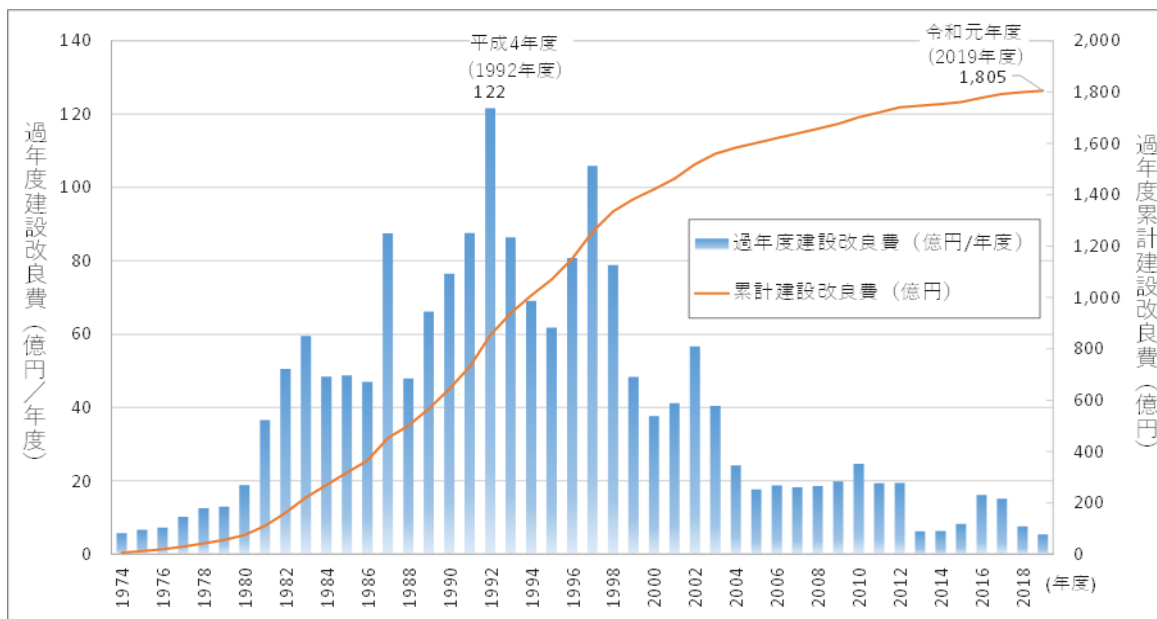


下水道の普及にともない、市内各河川の水質は大きく改善している。

(2) これまでの投資額

鎌倉市は昭和33年から、順次体制を拡充して下水道部を設置し、管渠・下水道終末処理場等に対し重点的に投資を増やし、平成4年度（1992年度）にピーク122億円を投資、平成17年度（2005年度）以降は、普及が進んできたことから財政状況を踏まえて大幅に減額し、累積延べ1,800億円となっている。

グラフ2-3 下水道施設への投資額の建設改良費の過年度実績



(3) 公共下水道施設の整備状況

これまで投資を続けてきた結果、公共下水道施設の主な整備状況は表2-4のとおりである。

また、平成31年(2019年)4月の固定資産高は、約934億円(汚水約805億円、雨水約129億円)となっている。

表2-4 公共下水道施設の主な管理数量

種別	計画数量	既設数量	備考
下水道終末処理場	2か所	2か所	鎌倉処理区、大船処理区
中継ポンプ場	7か所	7か所	うち1か所は休止中
汚水管渠	502 km	489 km	塩化ビニル・鉄筋コンクリート等
雨水管渠	307 km	239 km	鉄筋コンクリート管・開きよ 等
雨水調整池	—	7か所	ポンプ排水式 容量：25,100 m ³

雨水調整池については、下水道施設以外に31か所(容量：102,859 m³)河川管理者等が管理している。

(4) 下水道事業の課題と基本方針

ア 施設老朽問題の深刻化

(ア) 標準耐用年数である 50 年を経過した汚水管渠の割合が 65 km (約 13%) になっており、10 年後には 161 km (約 33%) に達すると見込まれる。

民間団地引継管は脆弱管等が多く、実情も不明。

年間の道路陥没は 5 件、苦情は 125 件。降雨時の侵入水によるマンホール溢水・宅内逆流・処理場負担増等が生じている。

(イ) 下水道終末処理場・中継ポンプ場の様々な設備は 20~30 年ごとの改築更新が必要になる。

イ 地震津波に対する下水道施設の脆弱性

鎌倉処理区の 5 か所の中継ポンプ場が津波による浸水で機能が停止し、約 17,000 世帯分の汚水が長期間処理することができなくなる恐れが強い。

なお、平成 28 年 (2016 年) 4 月、稲村ガ崎で国道歩道下まで及んだ地盤変動により汚水圧送管が破損し、約 17,000 世帯の汚水を、約 1 か月間簡易消毒し海へ放流した。完全復旧に 2 年半、5 億円余を要した。

ウ 頻発する集中豪雨による浸水被害リスクの拡大

都市化の進展により、浸透・貯留していた雨水が一挙に流出することに加え、地球温暖化とともに豪雨がより頻発化している。

エ 財源不足と人口等減少

(ア) 市の財政悪化等により、下水道事業への繰入れが難しくなっている。

(イ) 人口減少や節水型機器の普及、世帯人数の少数化により、使用水量・料金収入の減少が長期間続くと見込まれる。

これらのことから、①予防保全型管理への移行、②施設脆弱性の解消、③経営の健全化を基本方針とする。

(5) 施設の投資計画

近年、改築更新投資を大きく抑制してきたが、30 年後の下水道の姿を見通したうえで、令和 3 年度 (2021 年度) から令和 12 年度 (2030 年度) までの必要な投資は 2-5 のとおりである。

さらに、令和 13 年度 (2031 年度) 以降は、持続型下水道幹線構築、七里ガ浜下水道終末処理場の設備等改築更新、老朽施設の改築更新に加え、処理場の統合が必要となる。

予防保全型の管理と再構築システムを含む体制を整え、広域化や資産利用を検討し、民間を活用しながら効率的執行を行う。

表2-5 主な投資計画（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））

投資計画	投資額
緊急輸送路の污水管修繕改築工事	約4億円
民間開発団地管渠の改築更新	約4億円
雨水管・雨水調整池の修繕改築	約5億円
下水道終末処理場の耐震化・改築	約190億円
続型下水道幹線再整備事業	約29億円

（6）下水道事業の負担原則

	雨水の処理	污水の処理
経費負担区分	公費（一般会計）	原則私費（下水道使用料） ※高度処理費等を除く
説明	公共水域の水質保全や浸水の防除といった公共的な役割を担っており、自然現象に起因するもので、その原因者を特定することが困難であり、雨水の排除は、その受益が広く一般市民に及ぶこと等により公費負担とされている。	下水道整備により使用者が生活環境の改善等の利益を受けること及び污水が日常生活や生産活動等により生じるものであり使用者は水質汚濁の原因者であることから、原則として、使用者がその排出量に応じて、適切な費用負担をすべきとされている。 ただし、污水に係る経費のうち高度処理に要する経費の一部などの公共的な役割にかかる経費については、公費負担とされている。

(7) 財政計画

今後 10 年間に必要な投資額に対し、赤字を解消し次期に備えるべく、財源として一般会計からの繰入れと、市民の過度な負担感を抑えながら以下の料金を見込む。

- ア 令和 5 年度（2023 年度）に総務省が示す下水道使用料の最低限の目安 1 m³/月あたり 150 円とする。
- イ 令和 8 年度（2026 年度）に平成 18 年度（2006 年度）下水道事業運営審議会答申の資本費の 50%を賄うこととする。
- ウ 令和 11 年度（2029 年度）に資本費の 60%を賄うこととする。

これら投資・財政計画をまとめたものが、2-6 である。
市民の理解を深め、進捗管理をしながら、必要な見直しを行う。

表2-6 投資・財政計画（概要版）

○収益の収支試算 (単位:億円)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
			(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	
			(決算)	(決算見込)			
収益的 収入	1. 営業収益	1. 営業収益	27.5	25.8	27.8	28.6	
		(1) 料金収入	23.5	23.2	23.1	22.8	
	(2) その他	4.0	2.6	4.8	5.8		
	2. 営業外収益	2. 営業外収益	43.3	43.5	38.4	39.3	
		(1) 補助金	18.6	10.1	17.0	18.3	
	(2) その他	24.7	33.4	21.3	21.0		
	収入計		70.9	69.2	66.2	67.9	
	収益的 支出	1. 営業費用	1. 営業費用	56.6	58.6	59.8	61.6
			(1) 職員給与費	2.4	2.3	2.5	2.5
		(2) 経費	14.0	17.1	18.8	21.2	
(3) 減価償却費		40.2	39.2	38.5	37.9		
2. 営業外費用		2. 営業外費用	6.7	6.9	5.9	5.9	
		支出計	63.2	65.5	65.6	67.5	
経常損益		7.6	3.8	0.6	0.4		
当年度純利益		7.4	3.8	0.6	0.4		
繰越利益剰余金			2.6				

○資本の収支試算 (単位:億円)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
			(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	
			(決算)	(決算見込)			
資本的 収入	1. 企業債	1. 企業債	13.1	13.9	13.9	8.9	
		2. 他会計補助金	2.8	13.0	8.3	8.6	
		3. 国(都道府県)補助金	1.6	0.5	0.2	0.4	
	計		17.6	27.5	22.6	18.0	
	資本的 支出	1. 建設改良費	1. 建設改良費	5.4	3.3	6.4	3.5
			うち職員給与費	1.0	1.0	1.1	1.1
2. 企業債償還金		34.2	35.1	33.9	31.7		
計		39.6	38.5	40.3	35.3		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額		22.1	11.0	17.7	17.3		
補填財源(損益勘定留保資金)		22.1	11.0	17.7	17.3		
補填財源不足額		0	0	0	0		
企業債残高		364.1	345.6	311.9	294.1		

○他会計繰入金収支試算 (単位:億円)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)
			(決算)	(決算見込)		
他会計 繰入金	収益の収支分		22.6	11.9	21.0	22.8
	資本的収支分		2.8	13.0	8.3	8.6
	合計		25.4	24.9	29.3	31.4

(単位:億円)

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
32.5	31.5	31.4	34.0	34.1	32.9	36.1	35.8
26.5	26.3	26.0	28.6	28.4	28.2	31.6	31.4
6.0	5.3	5.3	5.3	5.7	4.7	4.5	4.5
36.0	35.2	35.9	33.0	32.9	41.5	42.5	45.1
15.3	14.9	15.8	12.7	12.4	16.4	14.2	15.5
20.8	20.3	20.1	20.3	20.5	25.1	28.2	29.6
68.5	66.7	67.3	67.0	67.0	74.4	78.5	80.9
59.8	58.9	60.0	59.9	59.9	66.3	69.9	71.9
2.6	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8
19.8	19.5	21.0	20.7	20.3	20.6	20.3	20.4
37.5	36.8	36.4	36.6	36.9	42.9	46.9	48.7
5.3	4.9	4.5	4.2	4.0	3.7	3.5	3.4
65.1	63.8	64.5	64.1	63.9	70.0	73.5	75.3
3.4	3.0	2.8	2.8	3.1	4.4	5.1	5.6
3.4	3.0	2.8	2.8	3.1	4.4	5.1	5.6
				0.6	3.7	8.1	13.2

(単位:億円)

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
9.9	12.8	16.0	20.7	17.2	19.9	17.4	13.9
8.1	11.2	11.8	10.9	11.6	9.3	11.5	10.3
5.4	10.6	16.2	23.6	18.8	22.8	19.6	13.3
23.4	34.6	44.0	55.2	47.6	52.0	48.5	37.6
14.4	25.7	35.3	46.7	37.4	44.7	38.8	29.0
1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
29.1	28.3	27.8	27.0	25.4	23.9	23.3	21.5
43.5	54.1	63.1	73.8	62.8	68.7	62.1	50.5
20.1	19.5	19.1	18.5	15.2	16.6	13.6	12.9
20.1	19.5	19.1	18.5	15.2	16.6	13.6	12.9
0	0	0	0	0	0	0	0
273.9	255.4	240.4	229.4	224.7	218.0	214.6	210.5

(単位:億円)

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
21.1	20.0	20.8	17.9	17.9	21.0	18.6	19.8
8.1	11.2	11.8	10.9	11.6	9.3	11.5	10.3
29.2	31.2	32.6	28.8	29.5	30.2	30.1	30.1

鎌倉市下水道事業運営審議会審議経過（下水道使用料の改定）

	開催年月日	審議事項
1	令和3年3月25日 (令和2年度第7回)	下水道使用料の改定について 諮問
2	令和3年5月27日 (令和3年度第1回)	下水道使用料の改定について 過去改定時論点、下水道使用料体系の変遷、 試算他
3	令和3年7月15日 (令和3年度第2回)	下水道使用料の改定について これまでの経緯と現状、県内各市下水道使用 料、試算他
4	令和3年9月30日 (令和3年度第3回)	下水道使用料の改定について 試算、使用水量別1m ³ 単価比較、使用料区分 別構成率他
5	令和3年10月21日 (令和3年度第4回)	下水道使用料の改定について 答申

鎌倉市下水道事業運営審議会委員名簿

(令和3年10月21日現在)

	氏 名	所属等
会 長	堀江 信之	一般社団法人 日本下水道施設業協会
副会長	中川 直子	中央大学 理工学研究科
委 員	立川 直 令和3年3月31日まで 太田 康 令和3年5月14日から	神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所
委 員	北原 罔彦	公募委員
委 員	鈴木 淳	大倉設備工業株式会社
委 員	長坂 祐司	東京地方税理士会鎌倉支部
委 員	松山 豊司	公募委員
委 員	三宅 十四日	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所

委員については50音順